

気象警報等が発表された場合の措置（休校・休講）について

これは10時00分開始の40分授業を実施している期間中に適用します。

各時限開始時刻の変更に伴い、暴風・暴風雪・大雨・大雪いずれかの気象警報または洪水警報が、23区西部に発表された場合、次の基準によって措置する。

- I. 定期試験・特別試験の実施、行事等の開催については、その都度、学校の判断により決定する。
- II. 平常の授業
 1. 7:00以降9:00以前に、23区西部が警報下におかれた時間帯があった場合、第1・2時限を休講とし、自宅待機とする。
 - (1) 9:00までに警報が解除された場合、第3時限から授業を開始する。
 - (2) 9:00の時点でいまだ警報が解除されない場合、第3・4時限も休講として、引き続き自宅待機とする（第5時限以降の授業がない学年は休校とする）。
 - (3) 11:00までに警報が解除された場合、第5時限から授業を開始する。
 - (4) 11:00の時点でいまだ警報が解除されない場合、全日休校とする。
 2. 登校後に警報が発表された場合、その都度、学校の判断により決定する。
 3. 上記以外でも、台風や大雪など気象状況が時間の経過とともに悪化し、数時間後には警報の発表が十分に予測される時には・休校・休講の措置を行うことがある。その際、緊急お知らせメールにより通知する。

参考：

10時00分開始・40分授業の時間割

- 1限：10:00～10:40
- 2限：10:50～11:30
- 3限：11:40～12:20
- 4限：12:30～13:10
- 5限：13:40～14:20
- 6限：14:30～15:10